

(別紙3)

株主との建設的な対話に関する方針

1. 当社は、株主を含む投資家との建設的な対話を IR 活動を通じて積極的に行います。
株主からの個別の対話の申込みに対しては、当該株主の保有株式数、要望事項及び面談の趣旨等を踏まえ、適切に対応します。また、当社は、年4回、内外機関投資家に対して実質株主判明調査を実施することにより、株主構造の把握に努め、能動的な IR 活動を実施します。
2. 当社が実施する株主を含む投資家との対話については、IR 管掌の担当役員が統括し、社長、財務経理担当役員のみならず、当社グループの経営陣幹部、社外取締役を含む取締役又は監査役も適宜参加します。
3. 当社の IR 担当部門は、株主を含む投資家との建設的な対話の実現に向け、開示資料の作成や必要な情報の共有等を通じて、社内に関連部門と積極的に連携します。
4. 当社は、個別面談以外の対話の手段として、投資家向け決算説明会、決算説明テレホンカンファレンス、事業説明会及び工場見学会等を実施し、株主を含む投資家との建設的な対話を心掛けます。
5. 当社は、株主を含む投資家との対話において把握した意見及び懸念については、適宜取締役会において報告し、また、必要に応じて当該対話に関するレポートを配布する等の方法により、取締役・経営陣及び関係部門に対するフィードバックを行うことにより、適切且つ効果的に情報の共有・活用を図ります。
6. 当社は、決算月の16日以降、決算発表までの期間については、サイレント期間として株主を含む投資家との対話を行いません。また、株主を含む投資家との対話に際し、社内にインサイダー情報が存在する場合には、社内規程に基づいてこれを適切に管理します。